

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

広島厚生年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の届出の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の届出の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の届出の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

平成10年6月1日に、A社からその承継会社であるB社（現在は、C社）に転籍した。転籍の際に、A社による資格喪失日の届出誤りにより、同年5月の厚生年金保険が未加入となっている。B社は、その誤りを認めているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は保存されていないが、申立期間当時、申立事業所に勤務していた従業員が保管している給与明細書により、平成10年6月の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことは確認済みであるとしており、申立事業所が資格喪失届の手続の際、資格喪失日を同年6月1日とすべきところを同年5月31日と誤った届出を行ったことを認めている上、申立人の申立期間当時の同僚が所持する給与明細書により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からB社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成10年4月の標準報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は「事務担当者による資格喪失日の届出誤りにより、申立期間について1か月の厚生年金保険の空白が発生した。」としている上、事業主が資格喪失

日を平成 10 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年2月1日）及び資格取得日（昭和34年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から34年6月1日まで

私は、昭和31年8月にA会社B工場に長期の臨時工として入社し、平成6年9月30日に退職するまで一度も申立事業所を退職していないが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間については厚生年金保険の加入記録が欠落している。

申立期間当時、私と同じ長期の臨時工で同工場に勤務していた同僚は、被保険者期間に欠落は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により、申立事業所において昭和32年9月1日に厚生年金保険の資格を取得し、33年2月1日に資格を喪失後、34年6月1日に申立事業所において再度資格を取得しており、33年2月1日から34年6月1日までの申立期間の被保険者記録は無い。

しかし、申立事業所の申立人に係る雇用保険被保険者記録は、資格取得日が昭和33年10月16日、離職日が平成6年9月30日であることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和33年10月以降は申立事業所に勤務していることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同じく長期の臨時工として申立事業所のC課に勤務していたとする同僚は、オンライン記録により申立事業所における厚生

年金保険の被保険者期間に未加入期間は無いことが確認できる上、申立人が、申立事業所に昭和 31 年 8 月ごろ入社し、平成 6 年 9 月ごろに退職するまでの間、継続して勤務していたとしている。

さらに、申立期間当時、オンライン記録により申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、申立事業所で社会保険事務に従事していた同僚は、「申立人は、申立事業所に申立期間を含め、継続して勤務していた。当時、昼夜を問わず連続操業しており、申立人のようなベテラン従業員を休職させて業務に支障をきたすようなことはしないはずなので、申立人は、申立期間当時勤務し、申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。」としている。

加えて、申立事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料は無く当時の状況は不明としながらも、「厚生年金保険の被保険者期間が有る従業員の被保険者資格を勤務期間の途中で喪失させることは、考えられない。」としている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る申立事業所における昭和 33 年 1 月及び 34 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が納付したことを確認できる資料や周辺事情は無いものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 33 年 2 月から 34 年 5 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和45年2月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月2日に同資格を喪失し、また、同年9月1日に同資格を取得し、同年11月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係るA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年2月から同年7月までは6万円、同年9月及び同年10月は7万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から同年12月1日まで

私は、昭和45年1月から同年11月まで、B地C市にあるD社で勤務していた。仕事の内容は鋳物製造で、兄と同時期に入社した。兄は3か月ほどで辞め、私も申立期間の途中で一か月ほど田舎に帰っていたが、申立期間が未加入となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、D社に勤務していたとしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(昭和45年2月4日資格取得、同年8月2日資格喪失及び同年9月1日資格取得、同年11月10日資格喪失)が確認できる上、当該被保険者記録の記号番号は申立人の兄と連番で付番されていることから、兄と同時期に入社したとする申立人の申立内容とも一致する。

また、申立人は、兄と同時期に入社し、当該兄は3か月ほどで辞めたとしているところ、申立人の兄のオンライン記録を見ると、A社において昭和45年2月4日から同年5月15日までの厚生年金保険の記録が確認でき、申立内容とも一致する。

これらを総合的に判断すると、前述の同姓同名の被保険者記録は、申立人の

記録であると認められ、A社において、申立人が昭和45年2月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月2日に同資格を喪失し、また、同年9月1日に同資格を取得し、同年11月10日に同資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、前記のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和45年2月から同年7月までは6万円、同年9月及び同年10月は7万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和45年1月、同年8月及び同年11月については社会保険事務所の記録から、厚生年金保険の被保険者期間ではないことが確認できる上、事業主による厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる元同僚の供述も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和45年1月、同年8月及び同年11月については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和56年4月30日に訂正し、56年4月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和52年にB社に入社して以来、現在まで継続して勤務し、毎月、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、56年4月末に同社からA社に出向した時の1か月が厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及びA社から提出された給与支払明細書により、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務し（昭和56年4月30日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和56年5月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人がB社からA社に出向した際、資格取得日をB社で被保険者資格を喪失した昭和56年4月30日として届け出るべきところ、誤って同年5月1日と届け出したとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年3月31日に訂正し、58年3月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和54年にB社に入社して以来、現在まで継続して勤務し、毎月、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、58年3月末に同社からA社に出向した時の1か月が厚生年金保険に未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及びA社から提出された給与支払明細書により、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務し（昭和58年3月31日にB社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年4月の社会保険事務所（当時）の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人がB社からA社に出向した際、資格取得日をB社で被保険者資格を喪失した昭和58年3月31日として届け出るべきところ、誤って同年4月1日と届け出したとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年9月1日から19年9月1日まで
私はA社に勤務し、申立期間に29万円の給与を支給されていたにもかかわらず、標準報酬月額が28万円と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された賃金台帳及び平成18年9月適用の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届により、申立人の申立期間における報酬月額は29万円（当該報酬月額に基づく標準報酬月額は30万円）であったことが確認できる。

また、申立人が加入していたB厚生年金基金によると、申立期間における同基金の標準報酬月額は30万円と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が正しい届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所が標準報酬月額の決定に係る事務処理を誤ったことが認められる。

なお、平成18年9月から19年8月までの標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届から、30万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から60年3月まで

私が病気で入院中であった昭和59年*月に、父親がA町（現在は、B市）役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、同町役場から郵送された納付書により、父親又は母親が毎月1回、銀行又は同町役場で納付していたと思う。

B市で国民年金の第3号被保険者の手続を行った平成5年12月末ごろに新たな年金手帳を受領した際、申立期間に係る年金手帳と保険料の領収書は処分された。

申立期間の記録が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和59年*月ごろに申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立人の父親又は母親が国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の資格取得に係る社会保険事務所（当時）の処理日等により、61年7月から9月ごろに払い出されていることが確認でき、申立人は、国民年金の被保険者資格を59年*月*日にさかのぼって取得したものと推定できることから、当該時点までは申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は、申立期間に係る1か月当たりの国民年金保険料について「はっきりとは覚えていないが7,000円から8,000円だったと思う。」としており、申立期間の保険料額とは相違する上、当該金額は、オンライン記録により保険料が納付済みとされてい

る昭和 61 年度から平成元年度までの 1 か月当たりの保険料額とおおむね一致することから、同人は、申立期間の保険料納付と国民年金手帳記号番号が払い出された時点以降の保険料納付済期間との記憶を混同していることも考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出し時点では、申立期間の保険料は過年度納付となることから、A 町において納付することは制度上できない上、昭和 59 年 2 月及び 3 月分の保険料については、時効により納付できず、仮に申立期間に係る保険料を納付する場合、さかのぼっての納付となるため申立人及び申立人の父親が主張する「毎月 1 回その月分の保険料を納付した。」とする納付頻度となるとは考え難く、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続について、「父親が A 町役場で手続を行ったと思う。」としているところ、申立人の父親は、「私は手続を行っておらず、娘（申立人）が婚姻後に手続を行ったと思う。」としており両者の記憶は一致せず、また、申立期間当時に交付されたとする年金手帳の色について、申立人及びその父親は、「青色であったと思う。」としており、当時の年金手帳の色であるオレンジ色とは相違する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 12 日

私は、平成 15 年 12 月 1 日付けでA社からB社へ移籍した。両社はグループ会社であり、辞令は無いが、仕事内容は変わっていない。同年同月 12 日にA社から冬期の賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されているが、年金記録に反映されていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成 15 年冬期賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、平成 15 年 12 月 1 日にA社での厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、また、同社も申立人が同日付けでB社へ移籍していることを認めている。

また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらを総合的に判断すると、平成 15 年 12 月は、申立人はA社での厚生年金保険の被保険者とはならない月であり、当該月に支給された賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 6 月 15 日まで
② 昭和 52 年 12 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 12 月 1 日から 60 年 1 月 8 日まで

私は、A社に勤務し、昭和 52 年 1 月ごろから昭和 60 年 12 月ごろまでの間、BからC、D、E、再びCと転勤した。正確な時期は覚えていないが、D勤務時にはE支店の開設業務に従事し、開設後は同支店長を任された。Dでの勤務期間のうち 40 日間ぐらいと最後に勤務したCでの勤務期間のうち 2 年間ぐらいを除いては、支店長として働いていた。当時は、支店長も完全歩合制の社員であり、支店の総売上高の何パーセントかの給料制で、その給料から厚生年金保険料が控除されていたはずである。申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得がいかないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も申立事業所に継続して勤務していたとするところ、申立事業所における申立人の厚生年金保険の加入記録は雇用保険の加入記録と一致している上、申立期間当時の同僚 18 人に照会したところ 14 人から回答があり、うち 8 人は申立人を知っていると回答しているものの、申立人の勤務期間については明確な回答が得られないことから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していない期間は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できるところ、D支店長の申立人の前任者であったとする者は、「一時期は、課長、支店長、事業部長に昇格すると、本社採用の正社員として採用され、厚生年金保険に加入していたが、この取扱いが廃止された後は、昇格の待遇は給与

に反映するが厚生年金保険には加入しない取扱いとなった。このため、該当者は国民年金に加入する必要があったと思う。」としている上、オンライン記録により、申立人と同様に厚生年金保険の未加入期間があり、当該期間は国民年金に加入していることが確認できる別の同僚は、「支店長は厚生年金保険に加入できたはずだが、支店長に昇格できても本社に能力を認められなかったり、降格した場合は厚生年金保険には加入できなかったのもので、国民年金に加入する必要があった。」としていることを踏まえると、申立事業所では、支店長については、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで
私は、A社が経営していたB店で働いていたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間当時、経理事務を担当していた社員及び申立事業所のパート社員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が記憶するB店という名称では、厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、A社における申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和 49 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、同年 12 月 12 日にその資格を取り消されている記載が認められ、雇用保険の加入記録も同年 11 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 10 日に離職した記録となっている。

また、A社において経理事務を担当していた上記社員によると、B店には、オープン当初に正社員と思われる男性社員が 4 人か 5 人いたが、他の女性はすべてパートだったと供述している上、同社員及び申立人が記憶するB店の男性社員の名前が、申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に見当たらないことから、同社は、B店の社員を厚生年金保険に加入させていなかったものと推測される。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できない上、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月17日から28年2月2日まで
私は、昭和19年6月1日にA社に入社し、41年8月21日に退職するまで、正社員として仕事をしていましたが、途中退職したことも無いにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を昭和27年12月17日に喪失した後、28年2月2日に再取得している者が少なくとも21人は確認できる上、このうちの3人は、「申立期間において、一時休業かストライキによる従業員の一時的解雇が行われた。」と供述し、また、申立事業所の申立期間当時の経営管理担当者も、「申立人のことは覚えているが、工場では、当時、ストライキをして従業員に給料が支払われなかったことがあった。」と供述していることから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に未加入となっていることは不自然ではない。

また、申立事業所の被保険者原票によれば、申立期間において健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立事業所は平成15年12月1日に解散し、事業主の所在が不明のため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか覚えていないとしており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 55 年 2 月 29 日まで
私は、申立期間に、A事業所のB部門でパートのC職として週6日、8時30分から12時30分まで勤務していた。申立期間の前にA事業所にパートC職として二度勤務した期間の厚生年金保険の記録はあるのに、申立期間の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が申立事業所の業務に関与していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時の勤務状況について、「週6日勤務で、1日当たり4時間勤務であった。」としていることから、短時間勤務のため、厚生年金保険の被保険者としての要件を満たしていなかったものと考えられる上、申立事業所が保管する給与台帳によれば、申立人が申立期間前に申立事業所に二度勤務し厚生年金保険の加入記録のある期間の勤務時間は、それぞれ6時間30分及び5時間であったことが確認できる。

また、申立事業所が保管する申立期間当時の給与台帳には、申立人の名前は見当たらない上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。